

評定区分・評価基準の統一に向けて（論点整理）

1. 議論の背景

昨年末に閣議決定した独立行政法人整理合理化計画において、評定区分・評価基準の統一について、原則として平成22年度末までに措置することを決定。

注：本件については、評価機関の一元化等を内容とする独法改革法案の成立如何にかかわらず、措置することとなっている。

○ 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）

Ⅱ. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑥ 事後評価の在り方

ア及びイ （略）

ウ 評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。

エ～カ （略）

Ⅳ. その他

1. 今後の課題

Ⅱ及びⅢで継続検討とされた課題については、原則として1年以内に結論を得るよう努める。

2. 整理合理化計画の実施

(1) Ⅱ及びⅢで取り組むこととされた事項について、原則として平成22年度末までに措置する。

(2) （略）

2. 評価区分・評価基準に関する現状

(1) 評価区分に関する現状

- ① 現在は、5段階（「S (or AA、A+)」、「A」、「B」、「C」、「D (or F)」）の評価区分を設けているものが大多数となっている。
- ② 評価記号の意味する評語として「おおむね」等の多義的な用語が使われているが、その意味が不明確である。
- ③ 評価記号が同一でも、その記号に付されている意味は必ずしも同じではなく、評価の結果たる評価をみても、如何なる評価が与えられているかを直ちに判断できない。
- ④ 評価記号に付されている意味が同一でも、中期目標・計画の難易度にはバラツキがあり、達成に向けた取組を必ずしも的確に表すものとはなっていない。
- ⑤ 法人全体の評価記号が付されていないものが多く、法人全体として如何なる評価が与えられているかが分かりにくい。

(2) 評価基準に関する現状

- ① 評価が甘いとの印象を与えるような基準となっているとの指摘が多い。
- ② 各府省・法人の評価基準には、次のようなバラツキがある。
 - i) 同一の評価事項（例：「契約の適正化」など）であっても、法人によって、評価を付す単位（以下「評価単位」という。）が詳細なもの・概括的なものが混在している。
 - ii) 評価対象には、指標を定量的（アウトプット・アウトカム）又は定性的に設定するもの、目標達成の難易度の異なるものなどその性質が様々なものが混在している。
 - iii) 評価単位は、法人の内部管理に関するものよりも、事務事業に関するものが多く、それぞれの全体に占める割合も様々である。
 - iv) 大括り・法人全体の評価の判断基準が、個別の評価の平均やウェイトを加味する方法など、様々である。

3. 評価区分・評価基準の統一に向けた論点

論点1 《2. (1) ①～④関係》

評価区分については、評価の結果を的確かつ分かりやすく表すものとするため、評価記号とその意味について、例えば以下のような5段階の評価記号に統一してはどうか。

記号	++	+	標準	-	--
記号の意味	法人の活動により、所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。	法人の活動により、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	所期の目標を達成していると認められる。	所期の目標を下回っている。	所期の目標を下回っており、大幅な改善が必要である。

※ 不適正な事実が認められる場合の取扱いについては、別途検討。

【検討に当たって考慮すべき事項】

- ア. 中期目標・計画等の所期の目標について、より上位の評価が付されるような容易な設定がなされるおそれがある。業務運営の効率化やサービスの質の向上等を図る観点からは、より高い水準の目標を設定すべきとの考え方もあるが、どのように考えるか。
- イ. 評価を付す際には、外的要因をどのように考えるか。

論点2 《2. (1) ⑤、(2) ②関係》

現状では、法人全体の評価が付されていないものが多いが、法人全体としてどのように評価されているのかを分かりやすく表す観点から、法人全体の評価を付すこととしてはどうか。

また、括り方に工夫しつつ、例えば内部管理や財政状況など、事項別に大括りの評価を付すこととしてはどうか。

【検討に当たって考慮すべき事項】

各府省・法人の評価基準には、2 (2) ②iii (内部管理・事務事業に関する評価単位の量・配分)・iv (法人全体の評価の判断基準)に記載したバラツキがあり、法人全体の評価を統一的に付すこととする際には、公正・的確な評価が付されるよう、これらの点を含めて検討する必要がある。

論点3 《2. (2) ①・② i・ii 関係》

評価基準については、評定区分の統一によりその意味が統一された評定記号のいずれに該当するか否かの判断を明確に行えるものとする必要がある。

現状では、中位よりも上の区分の評定にシフトしがちな評価基準の設定がなされていることなどにより、評定が甘いとの印象からの指摘が多くなっている。また、各府省・法人の評価基準には、2. (2) ② i (評定単位の細かさ)・ii (評価対象の性質)に記載したバラツキがある。

とりあえず、政府の統一的な改革方針が示されている事項や法人の内部管理に関する事項等共通して扱うことのできる事項について評定単位や評価基準を統一することから取り組むこととしてはどうか。